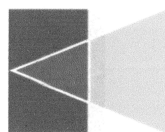


情報通信機器を用いた診療に関する事項

スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、自宅等にしながら医師の診察や薬の処方を受けることができる診療です。

直接の体面による診療と異なり触診などが出来ない為、医師が得られる情報が限られます。その為、以下のような基準を設けております。

- 必ず対面診療と適切に組み合わせて実施します。
- 適切な診療の為、原則『かかりつけの医師』が実施します。
- 情報通信機器を用いた診療の場合、向精神薬は処方できません。
- 情報通信機器を用いた診療を医師が適切ではないと判断した場合には利用はできません。



公益財団法人柏市医療公社

柏市立柏病院

Kashiwa Municipal Hospital